

# NPO法人GSV定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人GSVと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県北群馬郡榛東村大字新井2435番地3に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く群馬県の地域住民に対して、スポーツの普及促進に関する事業を行い、地域のスポーツ振興を図るとともに、生涯を通じて身近な場所で気軽にスポーツに親しめる環境の整備を通じて、住民の健康増進、世代を超えた交流の場を創出し、スポーツを通じた青少年の健全育成及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① スポーツクラブの運営事業
  - ② スポーツの普及促進及び指導・育成に関する事業
  - ③ スポーツ大会、合宿、及び交流イベントの企画・運営事業
  - ④ スポーツ国際交流事業
  - ⑤ 地域住民の健康増進及び体力向上を目的とした教室等の開催事業
  - ⑥ 学校、地域、企業等と連携した地域スポーツ環境の構築及び支援事業
  - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ① スポーツ用具、チームウェア及び関連グッズの販売事業

- ② スポーツ施設及び備品の貸出事業
  - ③ 企業広告の掲載及びスポンサーシップ事業
  - ④ スポーツ指導者等の派遣及び講習会の開催事業
- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で総会の議決権を有する者
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。ただし、この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成に協力すると認めるものであること。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第8章 公告の方法**

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## **第9章 雑則**

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	南 智	理事長
〃	今井 貴紀	副理事長
〃	河原 健将	
監事	堤 克行	

(様式例2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人 GSV

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	南 智		無	理事長
理事	今井 貴紀		無	副理事長
理事	河原 健将		無	
監事	堤 克行		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

近年、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティの希薄化が喫緊の課題となっている。これに付随し、次世代を担う子どもたちの体力低下や、高齢者の健康維持・生きがいつくりなど、地域全体で取り組むべき課題が山積している。

私たちは、誰もが「生涯を通じて」「身近な場所で」「気軽に」スポーツに親しめる環境を整備することで、住民の健康増進を図るだけでなく、世代を超えた交流の場を創出し、活力ある地域社会の形成を目指すものである。

まずは、小・中学生から高校生までのアンダーカテゴリー（育成年代）を対象としたバレーボールの普及促進・技術向上に関する事業を柱とし、将来的には多種目への展開も視野に入れている。これにより、一貫した指導体制のもとで地域のスポーツ振興を図るとともに、スポーツを通じた青少年の健全育成、および明るく活力ある社会の形成に寄与したいと考えている。

特に、現在国が進めている「学校部活動の地域展開」への対応は喫緊の課題であり、中学校のみならず高校年代も含めた活動を継続・発展させるためには、学校、地域、企業が一体となった環境構築が不可欠である。そのため、特定の個人に依存しない組織基盤を確立し、社会的信用を有する法人格を取得することで、透明性の高い事業運営を推進していく必要がある。地域に根ざし、信頼される存在として多角的な支援体制を整えるべく、ここに特定非営利活動法人を設立するものである。

### 2 設立申請に至るまでの経過

令和5年1月、任意団体として「ペガッソバレーボールクラブ」を設立。同年3月には日本ヤングクラブバレーボール連盟への登録、4月には総合型地域スポーツクラブ「しんとうむらスポーツクラブ」への登録を行い、精力的に活動を展開してきた。

現在、本クラブの会員数は60名に達し、地域におけるスポーツ活動の受け皿として確かな手応えを感じている。昨今、国が進める「学校部活動の地域展開」が本格化する中で、受け皿となる指導体制や運営組織の整備が急務となっている。当クラブにおいても、小・中学校の部活動と連携・補完し合う活動に加え、より高度な競技環境を求める高校生年代までを包含した、途切れのない指導体系へのニーズが高まっている。

こうした背景を受け、今後のさらなる事業拡大や行政との連携深化、多種目展開を見据える中で、組織の透明性と社会的信頼性をより一層高めることが急務となった。

以上の経緯から、ジュニアからユース世代までが地元の資源を活用して成長できる持続可能な運営体制を構築し、地域社会に末永く貢献できる「公の組織」として自律した歩みを進めるべく、特定非営利活動法人の設立を決意した次第である。

令和8年5月16日

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 GSV

設立(代表)者 住所又は居所

氏名 南 智

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

## 令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称) NPO法人GSV

## 1 事業実施の方針

「地域に根ざしたスポーツ文化の創造」を掲げ、初年度は以下の重点施策に取り組む。

地域スポーツネットワークの構築： 学校施設等の有効活用を通じ、行政や地域団体と連携した「地域一体型のクラブ運営モデル」を確立する。

健全な組織運営： 法人化初年度として、会計規程の遵守や議事録作成などの事務管理を徹底し、透明性の高い組織運営を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
スポーツクラブの運営事業	U15男子女子 (ヤング) A：練習 B：練習試合 C：大会	A：毎週火・金・土 ※土曜日隔週 B：土・日・祝日 ※不定期 C夏予定ヤングクラブ バレーボール大会	A：しんとうスポーツ アリーナ他 B未定 C未定	8人	U15男女 40人
	中学生男子 (地域クラブ) A：練習 B：練習試合 C：大会	A：水・木・土 B：土・日・祝日 ※不定期 C： 10月頃 新人戦 3月頃 協会長杯 6月頃 総体 夏頃：関東大会 夏頃：全国大会	しんとうスポーツア アリーナ他 B未定 C未定	5人	中学生男子 24人
スポーツ国際交流事業	言葉を超えて相互理解を促すスポーツの力を活用し、子どもたちの世界への関心を高めるとともに、グローバルな視野を持つ人材を育成する。	夏予定 不定期	しんとうスポーツア アリーナ他	8人	小学生～中 学生男女 40人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
スポーツ用具、チームウェア及び関連グッズの販売事業	クラブロゴ入りのチームウェアや、活動に不可欠なスポーツ用具の販売を行い、チームへの帰属意識の醸成、および活動に必要な用具を適正価格で提供することで、参加者の経済的負担軽減と競技環境の向上を目指す。	都度	WEB等	4人
企業広告の掲載及びスポンサーシップ事業	地域企業とのパートナーシップを構築し、企業の社会貢献活動（CSR）や広報活動を支援するとともに、その収益を次世代を担う子どもたちのスポーツ環境整備に充て、地域経済とスポーツの共生を図る。	都度	WEB等	8人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別業として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

## 令和9年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称) NPO法人GSV

## 1 事業実施の方針

初年度の基盤を活かし、以下の3点を重点施策とする。

指導体制の質的向上と多世代交流：指導者のライセンス取得支援や、保護者・地域住民も巻き込んだ交流イベントを実施し、コミュニティを深める。

デジタル活用の推進：練習動画の活用による効率的な技術指導や、SNS等を通じた活動の発信を強化し、新規会員獲得とスポンサー認知度を高める。

安定的な財源確保：スポンサー企業の継続・拡大を図るとともに、自主財源比率を高め、備品更新や遠征費補助などの還元を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
スポーツクラブの運営事業	【新規】地域スポーツ体験会 小学生を対象とした「バレーボール教室」開催し、競技人口の裾野を広げる。	四半期に一度開催	A:しんとうスポーツアリーナ他	4人	小学生 男女 30名
	U15男子女子 (ヤング) A:練習 B:練習試合 C:大会	A:毎週火・金・土 ※土曜日隔週 B:土・日・祝日 ※不定期 C夏予定ヤングクラブバレーボール大会	A:しんとうスポーツアリーナ他 B:未定 C:未定	8人	U15男女 50人
	中学生男子女子 (地域クラブ) A:練習 B:練習試合 C:大会	A:水・木・土 B:土・日・祝日 ※不定期 C: 10月頃 新人戦 3月頃 協会長杯 6月頃 総体 夏頃:関東大会 夏頃:全国大会	A:しんとうスポーツアリーナ他 B:未定 C:未定	5人	中学生男子 女子 48人

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
スポーツクラブの運営事業	【新規】バレーボール以外の地域部活動受け皿を拡充	未定	榛東村内	未定	未定
スポーツ国際交流事業	言葉を超えて相互理解を促すスポーツの力を活用し、子どもたちの世界への関心を高めるとともに、グローバルな視野を持つ人財を育成する。	不定期	しんとうスポーツアリーナ他	8人	小学生～中学生男女 50人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
スポーツ用具、チームウェア及び関連グッズの販売事業	クラブロゴ入りのチームウェアや、活動に不可欠なスポーツ用具の販売を行い、チームへの帰属意識の醸成、および活動に必要な用具を適正価格で提供することで、参加者の経済的負担軽減と競技環境の向上を目指す。	都度	WEB等	4人
企業広告の掲載及びスポンサーシップ事業	地域企業とのパートナーシップを構築し、企業の社会貢献活動（CSR）や広報活動を支援するとともに、その収益を次世代を担う子どもたちのスポーツ環境整備に充て、地域経済とスポーツの共生を図る。	都度	WEB等	8人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

**令和8年度 活動予算書**  
法人成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人GSV  
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	33,000		33,000
活動会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金			0
			0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
・ スポーツクラブ運営事業			
スポーツクラブ（ヤング）事業収益	1,127,000		1,127,000
スポーツクラブ（地域クラブ）事業収益	384,000		384,000
・ スポーツ国際交流事業収益	200,000		200,000
・ スポーツ用具、チームウェア及び関連グッズの販売事業		300,000	300,000
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
			0
経常収益計	1,744,000	300,000	2,044,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
体育館等施設使用料	160,000		160,000
JVAチーム登録料	48,000		48,000
JVAコーチ&選手登録料	207,800		207,800
大会参加料	50,000		50,000
備品購入	45,000		45,000
総合地域スポーツクラブ登録料	23,000		23,000
損害賠償一傷害保険料	24,230		24,230
指導料	1,000,000		1,000,000
外注費	35,000		35,000
支払手数料	66,000		66,000
仕入		270,000	270,000
小計	1,659,030	270,000	1,929,030
(2) その他経費			0
会議費			0
旅費交通費			0
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
小計	0	0	0
事業費計	1,659,030	270,000	1,929,030
2. 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
小計	0	0	0
(2) その他経費			0
会議費			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
小計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	1,659,030	270,000	1,929,030
当期経常増減額	84,970	30,000	114,970
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
			0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
2. 消費税等	81,400	7,200	88,600
経常外費用計	81,400	7,200	88,600
経理区分振替額	22,800	△ 22,800	0
当期正味財産増減額	26,370	0	26,370
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			26,370

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日までから令和10年3月31日まで

NPO法人GSV  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	33,000		33,000
活動会員受取会費	7,500		7,500
賛助会員受取会費	65,000		65,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金			0
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
・ スポーツクラブ運営事業	1,762,950		1,762,950
・ スポーツクラブ（ヤング）事業収益	604,800		604,800
・ スポーツクラブ（地域クラブ）事業収益	210,000		210,000
・ スポーツ国際交流事業収益		315,000	315,000
・ スポーツ用具、チームウェア及び関連グッズの販売事業		100,000	100,000
5. その他収益			0
受取利息			0
雑収益			0
<b>経常収益計</b>	<b>2,683,250</b>	<b>415,000</b>	<b>3,098,250</b>
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
体育館等施設使用料	200,000		200,000
JVAチーム登録料	62,000		62,000
JVAコーチ&選手登録料	218,190		218,190
大会参加料	50,000		50,000
備品購入	114,000		114,000
総合地域スポーツクラブ登録料	24,150		24,150
損害賠償－傷害保険料	24,230		24,230
指導料	1,800,000		1,800,000
外注費	40,000		40,000
支払手数料	66,000		66,000
仕入		373,500	373,500
小計	2,598,570	373,500	2,972,070
(2) その他経費			0
会議費			0
旅費交通費			0
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
小計	0	0	0
<b>事業費計</b>	<b>2,598,570</b>	<b>373,500</b>	<b>2,972,070</b>
2. 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
小計	0	0	0
(2) その他経費			0
会議費			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
小計	0	0	0
<b>管理費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常費用計</b>	<b>2,598,570</b>	<b>373,500</b>	<b>2,972,070</b>
当期経常増減額	84,680	41,500	126,180
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
2. 消費税等	81,400	9,960	91,360
<b>経常外費用計</b>	<b>81,400</b>	<b>9,960</b>	<b>91,360</b>
経理区分振替額	31,540	△ 31,540	0
当期正味財産増減額	34,820	0	34,820
前期繰越正味財産額			26,370
次期繰越正味財産額			61,190